

14 警察・司法及び消防

1 刑法犯罪並びに特別法犯の認知・検挙件数及び検挙人員(年間)

		認 知 (単位:件)							特別法犯
年次		刑 法 犯							
		総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯	
令和 2		159	2	21	84	8	5	39	-
3		146	1	21	88	5	3	28	-
4		136	0	21	81	6	2	26	-
5		197	0	18	137	10	4	28	-
6		181	1	22	119	15	4	20	-

		検 挙 件 数 (単位:件)							特別法犯
年次		刑 法 犯							
		総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯	
令和 2		70	1	17	33	6	3	10	28
3		86	0	18	45	5	4	14	30
4		99	1	16	57	5	1	19	18
5		112	1	23	56	8	3	21	33
6		145	0	21	107	3	4	10	22

		検 挙 人 員 (単位:人)							特別法犯
年次		刑 法 犯							
		総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯	
令和 2		63	1	17	25	10	3	7	25
3		67	0	22	23	4	3	15	26
4		56	1	16	23	6	1	9	20
5		83	2	22	34	7	2	16	26
6		78	0	28	32	3	4	11	24

- 注) 1. 相生警察署管内の数値である。
2. 交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。
3. 「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強姦
4. 「粗暴犯」とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
5. 「窃盗犯」とは、侵入盗、乗り物盗、非侵入盗
6. 「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、あっせん利得処罰法
7. 「風俗犯」とは、賭博、わいせつ
8. 「認知」とは、犯罪について被害の届出若しくは告訴、告発を受理し、またはその他の端緒によりその発生を確認することをいい、認知件数は、対象期間中に警察が初めて認知した発生事件の件数をいう。(発生地主義)
9. 「検挙」とは、犯罪について被疑者を特定し送致・送付または懲罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。「検挙件数」及び「検挙人員」は、事件発生のいかににかかわらず実際に検挙した警察署を基準に計上されている。(検挙地主義)

2 少年刑法犯(犯罪少年・触法少年)(年間)

(単位:人)

種 別	令 和 2 年		令 和 3 年		令 和 4 年		令 和 5 年		令 和 6 年	
	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年
総 数	1	7	20	-	2	4	16	5	10	2
凶 悪 犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
粗 暴 犯	-	1	5	-	-	-	-	-	6	-
窃 盗	1	4	4	-	1	1	2	5	2	-
そ の 他	-	2	11	-	1	3	14	-	2	2

注)・触法少年とは、14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をすること。

・相生警察署管内の数値である。

相生警察署調

3 少年ぐ犯・不良行為補導状況(年間)

(単位:人)

種 別	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年	令 和 5 年	令 和 6 年
総 数	35	57	35	31	103
飲 酒	4	2	1	1	5
喫 煙	15	22	9	5	22
深夜はいかい	7	23	20	18	73
家 出	4	2	-	-	-
暴 走 行 為	-	-	-	-	-
そ の 他	5	8	5	7	3

注)相生警察署管内の数値である。

相生警察署調

4 交通事故件数及び死傷者数(年間)

年次	交通事故件数(件)			死傷者数(人)		
	総数	人身事故	物損事故	総数	死者	負傷者
令和 2	1,137	103	1,034	127	3	124
3	1,037	87	950	104	3	101
4	1,124	65	1,059	88	1	87
5	1,193	95	1,098	115	1	114
6	1,142	104	1,038	139	1	138

注)相生警察署管内の数値である。

相生警察署調

5 不動産及びその他の登記件数(年間)

(単位:件)

年次	土地・建物		船舶		財団数	商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数	各種法人件数(会社を含む)
	件数	個数	件数	個数			
令和 2	24,602	59,504	4	4	-	※ 74	※ 54,141
3	26,373	63,138	-	-	-	※ 100	※ 55,343
4	27,842	66,511	5	5	-	※ 29	※ 53,423
5	33,539	75,655	1	1	12	※ 46	※ 56,141
6	27,605	74,578	-	-	1	※ 34	※ 55,517

注)・上郡町のほか赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町を含む。

・※印は、平成23年6月21日より神戸地方法務局法人登記部門で事務取扱いになったため県全体の数値である。

・平成23年6月20日までの、商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数は 0件
各種法人件数(会社を含む)は 986件である。

神戸地方法務局調

6 消防署の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:人、台)

年 度	職員数 (消防吏員)	自 動 車									小型動力ポンプ
		総 数	消 防 ポ ン プ 自 動 車 (水 槽 付 含 む)	は し ご 車	救 助 工 作 車	高 規 格 救 急 車	う ち 非 常 用	指 揮 車	広 査 報 察 車 車	そ の 他 車 両	
令和 2	33	9	2	-	1	3	1	1	1	1	-
3	33	9	2	-	1	3	1	1	1	1	-
4	33	8	1	1	0	3	1	1	1	1	-
5	34	8	2	-	-	3	1	1	2	-	-
6	34	8	2	-	-	3	1	1	2	-	-

注)職員数(消防吏員)は、再任用職員を除いた数値である。

相生消防署調

7 消防団の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:団、人、台)

年 度	分団数	非常備 団 員	自 動 車			
			総数	小型動力 ポンプ積載車	消防ポンプ 自動車	団防災 活動車
令和 2	15	504	17	5	11	1
3	15	499	17	5	11	1
4	15	503	17	4	12	1
5	15	443	17	4	12	1
6	15	434	17	4	12	1

市、危機管理課調

8 消防水利の状況(令和6年度末現在)

(単位:個所)

総 数	消 火 栓	防 火 水 そう
819	732	87

市、危機管理課調

9 火災状況（年間）

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
火災発生件数	総 数	8	9	4	14	19
	建 物	2	3	2	5	5
	林 野	-	-	-	-	1
	車 両	2	2	-	1	2
	船 舶	-	-	-	-	1
	そ の 他	4	4	2	8	10
焼損棟数	総 数	2	3	7	5	9
	全 焼	-	2	3	1	1
	半 焼	-	-	-	1	-
	部 分 焼 ぼ や	1	-	1	-	1
焼損面積	建 物 (m ²)	5	280	242	65	91
	林 野 (a)	-	-	-	-	7
死傷者	死 者	-	1	1	-	2
	傷 者	-	1	2	1	8
損害額(千円)	総 数	1,835	25,833	5,334	14,980	10,197
	建 物	185	25,751	5,333	1,763	445
	林 野	-	-	-	-	-
	車 両	1,649	53	-	13,017	166
	船 舶	-	-	-	-	5,500
	そ の 他	1	29	1	200	4,086

相生消防署調

10 原因別火災の発生件数(年間)

(単位:件)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	8	9	4	14	19
た ば こ	-	-	-	1	-
焼 却 火	2	2	1	5	7
火 遊 び	-	-	-	-	-
コ ン ロ	-	1	1	-	3
ス ト ー ブ	-	-	1	1	-
そ の 他	4	4	-	5	6
放火(疑いを含む)	1	-	1	2	-
不 明	1	2	-	-	3

相生消防署調

11 救急車出動状況(年間)

(単位:件)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	1,125	1,333	1,506	1,432	1,519
火災	-	3	7	4	12
自然災害	-	-	-	-	-
水難	1	1	1	1	1
交通事故	75	79	90	103	79
労働災害	10	8	14	17	16
運動競技	17	14	8	8	5
一般負傷	191	204	253	183	249
加害事故	-	4	4	3	-
自損行為	6	9	15	5	7
急病	713	879	969	940	962
その他	112	132	145	168	188

注)「その他」とは、転院搬送、不搬送事案等をいう。

相生消防署調